

令和5年度 第2回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時 令和6年2月19日（月曜日）

14時30分～16時

場 所 江別市民会館小ホール

出席委員数 15名

出席：五十嵐 友紀子、今林 隆一郎、河村 純子、菊本 美知子、工藤 祐三、
小高 久子、酒谷 由美子、田尾 和夫、高垣 智、東 則子、
廣橋 賢、帆苅 祐一、増田 秀男、八巻 貴穂、米内山 陽子

欠席：赤川 和子、阿部 実、内田 京、大澤 真平、今野 渉、白井 真樹、
那須 崇、松村 昭二、義平 大樹

事務局	健康福祉部長	岩渕 淑仁	子育て施策推進監	金子 武史
	健康福祉部次長	四條 省人	健康推進室長	及川 正男
	障がい福祉課長	鈴木 知幸	医療助成課長	松井 正行
	介護保険課長	星野 崇志	介護保険課参事	坂 賢重
	健康推進室参事	児島 栄弥子	健康推進室参事	小関 高人
	子育て支援課長	宮崎 周	子ども育成課長	天野 保則
	管理課長	元木 大輔	管理課総務係主査	小林 直子
	管理課総務係長	高松 裕貴子	管理課総務係	菅原 ゆかり

傍聴者 なし

議 事

（1）報告事項

- ア 令和6年度予算案の概要
- イ 第4期江別市地域福祉計画の進捗状況について
- ウ 障がい者支援・21プラン（第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）の策定について
- エ 江別市高齢者総合計画の策定について
- オ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について
- カ えべつ市民健康づくりプラン21（第3次）の策定について
- キ 第2次江別市自殺対策計画の策定について
- ク 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について
- ケ 待機児童解消対策について

元木管理課長

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

これより令和5年度第2回「江別市社会福祉審議会」を開会いたします。

本日は24名の委員中15名の方にご出席いただいております。江別市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、開会にあたりまして、江別市健康福祉部長の岩渕からご挨拶を申し上げます。

岩渕健康福祉部長 挨拶

元木管理課長

初めに、本日の資料を確認いたします。

(資料確認)

元木管理課長

それでは、以降の議事を進めていくにあたりまして、委員の皆さまへお願いがございます。

各種審議会の議事録及び資料につきましては、市のホームページ上で公開することになっており、この審議会においても同様の取り扱いといたしますので、ご了承ください。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえたうえで要約し、その後、確認のため皆さまに送付させていただき、必要に応じて修正して公開させていただきますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、次第3議事(1)報告事項ア、次第4を工藤会長に、報告事項イからケを田尾副会長にお願いいたします。

工藤会長

それでは、「次第3議事 (1) 報告事項」に移ります。

「ア 令和6年度予算案の概要」について事務局から説明をお願いします。

四條健康福祉部次長

それでは、私から、令和6年度の健康福祉部が所管する事業の予算案のうち、新規事業及び拡大事業についてご報告いたします。

資料1の1ページ「令和6年度予算の全体像」をご覧ください。

後藤市長就任後、当初予算としては初めて編成される令和6年度予算は、第7次江別市総合計画「えべつ未来づくりビジョン」の初年度に当たり、中央に記載されている将来都市像「幸せが未来へつづくまち えべつ」の実現に向け、5つのまちづくりの基本理念に基づき、各政策を進めてまいります。

2 ページをご覧ください。

3 段目右の「高齢者保健・介護予防一体的実施推進事業」では、これまでの取組に加え、健診未受診者等、健康状態が不明な高齢者に対する訪問を実施いたします。

3 ページをご覧ください。

1 段目左の「身体障害者訪問入浴サービス事業」では、これまで夏季は週 2 回、夏季以外は週 1 回であった移動入浴車による訪問入浴サービスを通年週 2 回に拡大いたします。

また、1 段目右の新規事業「重度身体障がい児（者）施設入浴事業」では、自宅等での入浴が困難な重度身体障がい児者に対し、特殊浴槽を有する施設での入浴サービスを提供いたします。これらにより、ご本人の日常生活向上とご家族の負担軽減を支援してまいります。

3 段目右の新規事業「介護保険認定業務システム導入事業」は、認定調査の一部をデジタル化し、調査に要する 1 件当たりの時間を縮減することにより、速やかなサービス提供と今後増加が見込まれる認定調査への対応を図ろうとするものであります。

4 段目左の「高齢者緊急通報サービス事業」では、これまで希望者に装置を貸与し、緊急時にはボタン一つで消防本部に通報できるシステムにより対応しておりましたが、消防の通信指令業務広域化に伴い、従来の装置では対応できなくなることから、民間事業者のサービスと連携し、通報時の駆け付けサービスや人感センサーによる安否確認、専門職による相談体制を加え、サービスを再構築いたします。

4 段目右の「生活困窮者自立支援事業」では、ひきこもり状態にあるご本人やご家族を支援し、社会参加を促進するための事業に取り組みます。

4 ページをご覧ください。

1 段目左の「子ども医療費助成事業」では、これまで小学 3 年生までであった通院医療費助成対象を、中学 3 年生まで拡大いたします。

3 段目左の「子ども家庭センター運営経費」では、児童福祉機能である子ども家庭総合支援拠点と母子保健機能である子育て世代包括支援センターを再編し、子ども家庭センターとして一体的な相談支援体制を構築します。

3 段目右の新規事業「給付費等管理システム導入事業」は、システムを導入することにより、幼稚園や保育園からの給付申請等をデジタル化し、業務効率化を図るものです。

5 段目左の「子育て世代包括支援事業」では、産後ケア事業の自己負担を軽減するほか、保護者の方の困りを見逃さないよう、これまで第2子以降は希望者に実施していた赤ちゃん訪問を全戸訪問に拡大いたします。

5 段目右の新規事業「不妊治療等助成事業」は、医療保険適用外の先進医療の受診に要した治療費及び交通費の一部を助成することにより、妊娠を望む方の経済的負担の軽減を図るものです。

5 ページをご覧ください。

3 段目左の「放課後児童クラブ運営費補助金」では、新たに開設する3か所の民間放課後児童クラブを含め、計25か所の民間放課後児童クラブに対し、運営に係る費用の一部を助成することで、市内の放課後児童健全育成の充実を図るほか、新たに各クラブが事務補助員を配置する際の補助をメニューに追加しております。

また、当該補助金、3 段目右の「放課後児童クラブ運営事業」、4 段目左の「児童館地域交流推進事業」に、ICTシステムとあるのは、公設・民設放課後児童クラブに入退館管理などが行えるシステムを導入しようとするものであり、民間放課後児童クラブには新たに補助メニューとして追加するものであります。

令和6年度予算案の概要についての報告は、以上でございます。

工藤会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

東委員

4 ページの子ども家庭センターのことについてお伺いしたいと思います。

子ども家庭支援につきましては、家庭児童相談員の方とか、江別市の支援課等のシステムがあったと思いますけれども、この子ども家庭センターというのは、新たにどこか別のところに設置されるものなののでしょうか。

そちらで働かれる方はどのような方で、児童相談所等との連携ですとか違いですとかそういうものも教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

金子子育て施策推進監

この事業に関しては担当の参事がおりますが、この会議に出席しておりませんので、子育て施策推進監の私からご説明を申し上げます。

子ども家庭センターは、令和4年の児童福祉法の改正において、令和6年4月1日の施行からその設置に努めるものとされています。

江別市としては、できるだけ早めにこれを設置しようということで今回予算計上しましたが、委員がおっしゃるとおり、もともと子育て支援課には子ども家庭支援員が配置され、色々な相談に応じており、基本的にそれは変わりません。

これまで、子育てに関する相談や支援については、1つはまず保健センターが母子保健の機能として妊産婦の相談などに応じ、もう1つは子育て支援課が児童福祉の相談機能として子育て等の相談に応じるというように、それらが別々に動いていた状態であり、全国的にも同様です。それが今回、統合された一体的な組織で動いていきましょう、同じケースについては共有し、連携をとりながら支援していきましょうという内容に、法改正がされました。

国はその改正において、センターを1つの場所に設置しても、これまで同様別々の場所で運営しても、基本的にはどちらでも構わないと説明をしています。

江別市の場合は、現在、建物が分散しており、保健センターの母子保健部門と統合するということはなかなか難しいため、組織上統合し、連携して運営していくという体制を目指しております。

このため、基本的には今までどおり、子ども家庭支援員の方たちが支援に当たるといことになり、児童相談所との連携についても、これまでどおりの体制になるものと思っております。

ただ、これから新たに実施しなければならないこととして、母子保健と児童福祉の両方の職員による定期的な合同のケース会議や、支援プランを共有して一緒に支援に当たるなど、そういった部分を充実していくということが今回の主旨であります。

以上です。

東委員

ありがとうございます。

田尾副会長

続いて、「イ 第4期江別市地域福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

元木管理課長

第4期地域福祉計画の進捗状況について、ご報告いたします。

資料2をお手元にご用意願います。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて、地域福祉の推進に関して策定しているものでありまして、毎年、当審議会において進捗状況についてご報告しております。第4期は令和2年度から令和6年度まで、5か年の計画となっております。

今回は、第4期計画の3年次目であります令和4年度の評価結果について、ご報告させていただきます。

資料2の最終ページ、9ページをご覧ください。

この資料は、江別市地域福祉計画において策定している「基本目標」、「基本施策」、「主要施策」という体系に沿って、評価結果を数値で示した資料となっております。

表の右側「主要施策」は、更に細かく約 180 の具体的な施策・事業に分かれており、それらの事業について、5 を「非常に評価できる」、4 を「かなり評価できる」、3 を「普通に評価できる」、2 を「少し評価できる」、1 を「ほとんど評価できない」というように、各担当課等による 5 段階評価が行われ、平均して数値化したものが、右端の列にあります「主要施策評価 R 4」が令和 4 年度の数値となっております。

また、表の中央には、「主要施策評価」を「基本施策」ごとに平均した値を示しております。

全体の「総合評価」ですが、右上の欄にありますとおり、令和 4 年度は計画初年度と同じ「3.2」となり、概ね順調に計画が推移していることを表します。

三つの「基本目標」に繋がる各「基本施策」の評価数値につきましても、ご覧のとおり、計画初年度からそれほど大きな変化はありません。

参考までに、この資料には記載はありませんが、右端の欄の「主要施策評価」の数値に変化のありました項目としまして、「基本施策 4」の「福祉を担う人材などの確保・育成」の「①担い手の掘り起こしの推進」につきましては、計画初年度の評価は「2.6」でしたが、今回は 0.4 ポイント上がり「3.0」となっております。

増加の主な要因としましては、新型コロナワクチンの接種が進んだり、感染症対策が徹底されたこと、また新型コロナウイルスの影響で控えていた活動等が再開されたことなどがあげられます。

全体としまして、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症が評価に影響している結果となっており、令和 2 年度から、評価は横ばいとなっております。

基本施策毎の主な取組につきましては、資料 1 ページから 8 ページに記載されておりますので、そちらは後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

田尾副会長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

田尾副会長

続いて、「ウ 障がい者支援・21 プラン（第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画）」の策定について事務局から説明をお願いします。

鈴木障がい福祉課長

私から、障がい者支援・21 プラン（第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画）の策定についてご報告いたします。

本件については、去る 11 月 27 日開催の当審議会において、当計画案の冊子をお示しし、概要についてご報告いたしました。

今回は、パブリックコメントの実施結果及び計画最終案等について、ご報告させていただきます。

資料 3 の「第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」の 75 ページを開き願います。

当計画案につきましては、市民の皆さまから広くご意見をいただくことを目的に、12 月 25 日から 1 月 23 日までの間、パブリックコメントを実施し、5 名の方から計 6 件の意見がありました。

意見の反映状況については、B の「案に意見の主旨がすでに盛り込まれていると考えるもの」が 3 件、C の「案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの」が 1 件。また、E の「その他の意見」が 2 件となったところであります。

ご意見の概要と市の考え方につきましては、75 ページから 78 ページの「資料 5 市民意見募集の結果概要」のとおりでございます。

なお、本計画案につきましては、去る 1 月 29 日開催の江別市障がい福祉計画等策定委員会において内容等をご確認いただいておりますことから、今後、最終的に字句等を精査の上、3 月に計画を確定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

田尾副会長

続いて、「エ 江別市高齢者総合計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

坂介護保険課参事

「江別市高齢者総合計画」の策定について、報告いたします。

本計画の策定に当たりましては、昨年 2 月 21 日の本審議会で、高齢者総合計画の策定の趣旨やスケジュール等について報告したところですが、その後、計画の最終案の作成に至りましたことから、その概要を報告いたします。

「資料 4 江別市高齢者総合計画」の目次をご覧ください。

本計画は、総論と各論に分け、総論では計画策定の概要や基本的な考え方を、各論

では計画の推進に向けた施策や保険料などを記載しております。

次に3ページをご覧ください。本計画の位置づけですが、上位計画である「第7次江別市総合計画」を踏まえ、福祉部門の基本計画として位置づけられる「地域福祉計画」との整合を図りながら、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものであります。

次に48、49ページをご覧ください。48ページに基本理念、基本目標等を記載し、これらの目標を推進するための具体的な取組を49ページに記載しております。

次期計画では、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度を含めた中長期的な視点で、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を一層進めていこうとするものであります。

なお、現行計画と比較しますと、「計画目標4 認知症施策の推進」ですが、カッコ書きで「認知症施策推進計画」と記載しております。これは、昨年6月に認知症基本法が成立し、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務化されたため、この計画目標4を第3期江別市認知症施策推進計画と位置付けたものであります。

そのほか、これら具体的取組の詳細は50ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

次に98ページをご覧ください。介護保険の対象となる被保険者数の将来見込みを記載しております。上段の表のとおり、江別市の65歳以上の人口は年々増加していき、令和22年度には、後期高齢者人口が高齢者全体の約6割になると見込んでおります。

このような状況から、下段の表のとおり、要介護・要支援認定者数が、今後も増加することが想定され、99ページから記載の介護サービス量の見込み、125ページから記載の事業費総額も上昇していくと見込んだところであります。

次に128ページをご覧ください。事業費総額です。

今後のサービス量の見込みなどから、3年間累計で345億9,574万5千円と見込んでおります。

次に130ページをご覧ください。次期計画期間の介護保険料月額基準額をフロー図で記載しております。

ただいま説明しました事業費総額に基づき、保険料収納必要額を算出したところ、推計上の介護保険料月額基準額は、5,903円となりましたが、65歳以上の方の保険料の剰余金である介護保険給付費準備基金8億400万円を活用し、第9期の介護保険料月額基準額は、今期を下回る5,300円としております。

次に 132 ページをご覧ください。第 1 号被保険者の所得段階別月額・年額保険料です。

このたび、国の基準が 9 段階から 13 段階に変更され、江別市が現在採用している 13 段階と同じになるため、これを機に所得区分についても国の基準に合わせるものです。

なお、国基準の 13 段階に合わせることから、前年と所得が同じでも、所得段階や保険料率が上がる方が一部発生するものであります。

次に 138 ページをご覧ください。資料編でパブリックコメントの実施結果を記載しております。

市民意見募集は、昨年 12 月 25 日から本年 1 月 23 日まで実施し、2 名から 4 件の意見提出がありました。

意見の概要と市の考え方につきましては、記載のとおりであります。案に反映しないものが 3 件、その他の意見が 1 件としております。

最後に、本計画案につきましては、今月 6 日開催の江別市介護保険事業等運営委員会において内容等を確認いただいておりますことから、今後、最終的に字句等を精査のうえ、3 月に計画を確定したいと考えております。

以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

五十嵐委員

細かいことについての質問と意見要望ですけれども、21 ページの「暮らしやすい環境づくり」の中に「養成した高齢者生活支援スタッフへのフォローアップなどの取組を推進することにより」という文章がありますが、この高齢者生活支援スタッフについてホームページを見ましたが、「修了証を交付して、フォローアップします」という情報のみで活動内容が見えてこなかったため、実際に今どのような活動されているかお聞きしたいです。

次に 65 ページの「見守り合い・支え合いの地域づくりの促進」で、私も高齢者の支援に業務上関わっていることから、色々と高齢者の生活について日々考えることがありますけれども、この計画も含め市の施策に「コミュニティへの参加促進」が盛り込まれることがあります。コミュニティにはなかなか入りたくない、デイサービスにも行きたくないなど、あまり社会参加を望まれない方も結構多くいらっしゃいます。

やはりそういう方々にとっては、住民同士の支え合いというのが特に重要になってくるのかなと思います。特に、災害対策や認知症の方々の掘り起こしという観点においても、地域住民同士の支え合いというのは非常に大切だなと思っていますところ。

コミュニティに参加してない方は、介護認定を持っていたとしてもサービスを受けてないだとか、例えば除雪ひとつにしてもかなり情報に偏りがあると日常的に感じています。

そういう方々の孤立を防ぐためにも、支え合いとか見守り体制が普段からあるというところが重要かと思っています。日常的に、ケアマネジャーさんや民生委員さんが訪問していただいていると思いますが、そういう方々も特にコロナ禍以降は訪問が滞ってしまっている地域も中には見られるので、そうなると、本当に1ヶ月間誰とも会わない、誰か来たとしても訪問販売の営業しか来ない、などというおじいちゃんおばあちゃんも結構いるので、そういう方々が孤立しないよう、情報の孤立を防ぐという面でも配慮をしていただきたいなというところですよ。

実際に、地域同士の繋がりを持たせるために、具体的にどういう取組をこれからされていくのかということをお聞きしたいです。

次に、81ページの「高齢者向け住宅」について、私も高齢者住宅に入居されるという方々の支援をしているところですが、身寄りのない本当におひとりという方が最近特に多くいらっしゃり、そういう方々が入院や施設入所の手続きに行くと、やはり身元保証人の問題というのがどうしてもつきまといまいます。

平成30年に厚労省から、身元保証人はいなくても入所や入院は可能という事務連絡が発出されていると思いますが、まだまだ江別市内、全国的にもそうだと思いますが、身元保証人を必須とする施設がかなり多いです。身元保証人の壁が、入所や入院の妨げになるというケースが結構見られるので、まだ成年後見人をつけるまでもないという方々にとってはそういう壁が問題になってくるということと、身元保証人がいないため有料で保証業者と契約となると、今度は消費者トラブルという問題がつきまってきます。身元保証人の問題について、施設や病院に対して行政が関与できないものなのかお聞きしたいです。

最後に94ページに成年後見制度に関する相談対応件数の数値が載っていますが、成年後見支援センターで相談対応や法人後見の受任などされているかと思いますが、現在のセンターの任意後見も含めた法人後見の受任件数とセンターが一度にどれだけ受任可能なのか、法人後見の受任キャパシティについて、市民後見人の人数の問題もあるかもしれませんがお聞きしたいです。

坂介護保険課参事

まず1点目の高齢者生活支援スタッフについて、養成事業を行っていますが、活動内容の資料が手元にないため、後日、議事録と合わせて資料を送付させていただきたいと思います。

2点目の具体的な取組の件ですが、今ここでは全体的な計画の方向性だけを示しておりますので、具体的な取組は、今後この3年間の中で個別に予算要求するなり事業立てをする中で進めていきたいと考えているところであります。

星野介護保険課長

3点目の高齢者住宅について、身元保証人に関しまして行政が関与できるかというご質問ですが、今のところ行政の関与は想定していない状況でございます。

続きまして、法人後見の受任件数とキャパシティについてのご質問でございますが、手元に資料がございませんので、後日、議事録と合わせて資料を送付させていただきたいと思っております。

以上でございます。

田尾副会長

ただいま、事務局から、後日、議事録送付の際に2点の資料を送付するという回答がありました。

その他、今の説明のとおりですが、質問された五十嵐委員いかがでしょうか。

五十嵐委員

資料は後日でもいいですが、高齢者住宅等への行政の関与は何もないというのは、何か理由はあるのでしょうか。

星野介護保険課長

保証人についてでございますが、保証人の保証契約につきましては、基本的に民間同士の契約という形になります。現在、身寄りのない方については、保証会社との契約で対応しているところかと思っておりますが、そこに行政が関わるということになりますと、何らかの特別な体制が必要になってくる状況でございますので、現時点では、なかなか行政が関与することは難しいものかと考えております。

以上です。

田尾副会長

ただいまのお答えでご理解いただけましたでしょうか。

五十嵐委員

わかりました。

田尾副会長

続いて、「オ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について」事務局から説明をお願いします。

小関健康推進室参事

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてご報告いたします。

資料は、A4の1枚もの 資料5になりますが、こちらをご覧ください。

まず、これまでのワクチン接種状況であります、(1)の累計総接種数につきましては、接種後に転出された方や死亡した方も含めた累計を集計しております。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、令和3年度に始まり、令和5年12月末の時点で、累計総接種数が約42万8千回となっております、多い方で7回目まで進んでいるところであります。

次に、(2)接種率であります、計測した時点の住民登録者数を母数として、江別市民として接種した人の割合を「接種率」として算出しております。つまり、接種済みであっても計測日時点で亡くなっている方や転出された方を除いた数字としております。

接種率の一覧表の方をご覧くださいまして、1段目は、1回目と2回目の接種はセットになっており、これを初回接種と呼んでおります。初回接種では、全体で86.6%、65歳以上の方では、93%の人が接種を受けております。

追加接種の3回目では、全体が68.9%、65歳以上の方が90.4%という接種率となっております。

3段目の「令和4年秋開始接種」の令和4年9月20日からは、何回目接種という個人ごとのカウントとは別に、期間を区切って、その期間内に1回接種することができる、という枠組みとなっております。

一番下段の「令和5年秋開始接種」は、現在も、3月31日まで継続しているところではありますが、いずれにしても、回を重ねるごとに、接種率はご覧の通り下がっている、ということがお分かりいただけるかと思います。

そして、3月31日をもちまして、現在行っている誰もが無料で受けられる接種は終了となるということでございます。

以上が、これまでの接種状況であります。

次に、「2 令和6年4月1日以降の新型コロナウイルスワクチン接種」についてであります。

これまで、全額公費による臨時接種という位置づけで、主にまん延防止を目的に、誰もが完全無料で接種を受けられたわけですが、これが3月31日で終了となりまして、4月1日からは次のような取扱いとなる予定です。

「(1) 接種の目的等」ですが、令和6年4月1日からは、個人の重症化予防を目的に、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、同法にもとづく定期接種として実施する予定としております。

このB類疾病というのは、インフルエンザや高齢者の肺炎球菌感染症と同じ区分でありまして、ワクチン接種に対して努力義務の適用は無く、実施主体である市町村による接種勧奨も必要ないという取扱いとなります。

「(2) 接種費用」であります、原則として一部自己負担あり、となります。

高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、一部自己負担を原則として、生活保護世

帯、市民税非課税世帯の方については負担を免除するという形を予定しております。

現在のところ、市場に流通するワクチンの価格が分からないことや、国の財政支援の形が見えてこないことから、具体的な利用者負担額については、お示しできる段階にはございません。

「(3) 定期接種の対象者」につきましては、インフルエンザワクチンの定期接種と同様に、65 歳以上の方、そして 60 歳から 64 歳の方のうち、一定の基礎疾患のある方とする予定です。

この定期接種の対象者以外の方につきましては、全額自己負担による「任意接種」という取扱いとなります。

「(4) 接種回数と時期」であります、年 1 回、接種の時期は秋冬となります。

「(5) 用いるワクチン」は新型コロナウイルス感染症の流行の状況やワクチンの開発状況を踏まえて、その都度、国において検討されます。

以上が、現時点で国から得られている情報を元にした、令和 6 年 4 月 1 日以降の新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要であります。

説明は以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

東委員

新型コロナワクチンの接種対象者のことですが、令和 5 年の春に接種開始の対象者は 65 歳以上の高齢者と 5 歳以上の基礎疾患を有する方と記載がございますが、令和 6 年 4 月 1 日以降の部分については、5 歳以上の基礎疾患を有する方というのは除かれていますね。定期接種の対象者以外の方は全額自己負担による任意接種が可能ということですが、これはやはり予算上の問題ということになるのでしょうか。

必要性に関しましては、やはり基礎疾患を有する方にとっては大変必要なものだと考えておりますし、市内で、もうそういうことはないのかもしれませんが、クラスターが発生する可能性もございますよね。高齢者施設の場合、65 歳以上とか 60 歳から 64 歳というくくりがありますが、障がいのある方たちの施設でもクラスターが発生する可能性を考えますと、もう少し対象者の拡大というものがあって然るべきなのではないかと考えますがいかがでしょうか。

小関健康推進室参事

これまでの感染状況を見てまいりますと、当初は非常に重篤化し、危険な感染症だという認識がありましたが、徐々に変異株の状態が変わり、今現在、蔓延防止いわゆるクラスターのような状況に対する対策というのは、だんだん薄れてきているというのが国の認識でありまして、途中から、全体の感染蔓延防止というよりは、個人の重症化予防に軸足を移してきております。

そういう状態でありますことから、臨時接種を終了するという判断がされたところでありまして、対象者につきましても、国で定めた対象者ということになっておりますので、現在のところお子さんや若い方に定期接種の対象を拡大するというものとは考えております。

東委員

ありがとうございます。ということは、個人的に大変心配であるという方は、全額自己負担で接種をしてくださいということになりますね。

例えば、江別市がそういう方を対象に助成をするなど、そういう方向はまだ考えていらっしゃる、国に沿っての施策ですということになるのでしょうか。

小関健康推進室参事

現在のところ、市単独で医学的な見地を持つということは事実上難しいものと考えておりますので、国が決めたルールに従って定期接種を行うという考えでおります。

以上でございます。

田尾副会長

続いて、「カ えべつ市民健康づくりプラン 21（第3次）の策定について」事務局から説明をお願いします。

及川健康推進室長

私から、えべつ市民健康づくりプラン 21（第3次）の策定についてご報告申し上げます。

本件については、去る 11 月 27 日開催の当審議会において、当プラン案の冊子をお示しし、概要について報告いたしました。

今回は、パブリックコメントの実施結果および、前回の当審議会報告後の主な変更箇所についてご報告させていただきます。

当プラン案につきましては、市民の皆さまから広くご意見をいただくことを目的に、12 月 7 日から 1 月 9 日までの間、パブリックコメントを実施し、2 名の方から 2 件の意見提出がありました。

意見は「オンラインの活用について」と「COPD について」であり、いずれも今後の参考等とするものとして取り扱っています。

次に、11 月 27 日の当審議会以降に変更した主な箇所について、ご報告いたします。

資料 6 をご覧ください。

主に、字句等の修正や指標数値の追加となります。

64 ページをお開き願います。中段、分野の「循環器病・糖尿病」について、データ

ヘルス計画において法定報告結果より現状値および目標値を見直したことから修正しております。次に、下から1行目、『日頃の生活の中で地域の人との交流がある人の割合』の基準数値を追記しております。

なお、本プラン案につきましては、最終的に字句等を精査の上、3月に計画を確定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

田尾副会長

続いて、「キ 第2次江別市自殺対策計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

及川健康推進室長

私から、第2次江別市自殺対策計画の策定についてご報告申し上げます。

本件については、去る11月27日開催の当審議会において、当計画案の冊子をお示しし、概要について報告いたしました。

今回は、パブリックコメントの実施結果および、前回の当審議会報告後の主な変更箇所についてご報告させていただきます。

当計画案につきましては、市民の皆さまから広くご意見をいただくことを目的に、12月7日から1月9日までの間、パブリックコメントを実施し、1名の方から1件の意見提出がありました。

ご意見は、「働き盛りの年代の自殺が多いことに着目して、官民間わず協力して困っている方の相談に乗ってあげられる体制の構築が必要である」との内容であり、意見の趣旨がすでに計画案に盛り込まれているものとして取り扱っています。

次に、11月27日の当審議会以降に変更した主な箇所について、ご報告いたします。
資料7をご覧ください。

11ページをお開き願います。③の最終行『配布先の拡大を図り、引き続き啓発に努めます。』を追加しています。17ページをお開き願います。(2)の下3行『また、市民一人ひとりがゲートキーパーとして活躍することが、地域全体の見守り体制の構築につながることから、出前健康教育を通したゲートキーパーの普及啓発に努めます。』を追加しております。19ページをお開き願います。(3)の【主な取組内容】の1行

目『市内大学内の学生支援を行う部署との連携』を追加しております。

なお、本計画案につきましては、最終的に字句等を精査の上、3月に計画を確定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

増田委員

7ページの「(4) 年代別自殺者数」とありますが、最近、色々と社会問題になっている小中高校生、要するに 20 歳未満の方は江別市内にはいらっしゃらなかったのでしょうか。

及川健康推進室長

7ページの資料、「(4) 年代別自殺者数」の1つ上の「(3) 性・年代別の平均自殺死亡率」に年代別が載っていきまして、20 歳未満の男性の方のみ、何人ということは申し上げられないですが、人口 10 万人に対する自殺死亡率ということで数字がありますので、いらっしゃるということは事実としてあります。ただ小中高校生は、この統計上にはいらっしゃらないです。

増田委員

安心しました。

田尾副会長

続いて、「ク 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

及川健康推進室長

私から、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定についてご報告申し上げます。

本件については、去る 11 月 27 日開催の当審議会において、当計画案の冊子をお示しし、概要について報告いたしました。

今回は、パブリックコメントの実施結果および、前回の当審議会報告後の主な変更箇所についてご報告させていただきます。

当プラン案につきましては、市民の皆さまから広くご意見をいただくことを目的に、12 月 7 日から 1 月 9 日までの間、パブリックコメントを実施し、1 名の方から 1 件の

意見提出がありました。

意見は「マイナ保険証について」でしたが、その他の意見として取り扱っています。

次に、11月27日の当審議会以降に変更した主な箇所について、ご報告いたします。
資料8をご覧ください。

主に、最新値への更新、データの再集計、特定健診受診率や特定保健指導実施率の令和4年度の法定報告値確定に伴い、関係部分のグラフ、表などを修正し、併せて、本文の表現を修正しております。

主な変更ページであります。15ページをお開き願います。(2)標準化死亡比を最新値に変更しております。次に、34ページをお開き願います。(1)特定健診受診率について、法定報告値の反映をしております。次に、41ページをお開き願います。(5)特定保健指導実施率につきましても、法定報告値を反映させております。

なお、国についてはまだ確定値が出ていないものですから、北海道と江別市の数値のみを掲載しているような状況でございます。

なお、本計画案につきましては、最終的に字句等を精査の上、3月に計画を確定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

田尾副会長

続いて、「ケ 待機児童解消対策について」事務局から説明をお願いします。

天野子ども育成課長

「報告事項ケ、待機児童解消対策について」ご説明いたします。

資料9をご覧ください。

待機児童につきましては、子育て世代の転入や、女性の就業率の上昇等により、3歳未満児を中心に発生する状況が続いており、その解消に向けて重点的に施策を進めているところであります。

まず「1 令和5年度 保育に係る待機児童の状況」であります。昨年の4月1日現在で、全く施設に空きがなくどこにも入園できないといったいわゆる国定義に基づく待機児童が2年連続ゼロとなり、特定の施設を希望することなどによって待機児童となる、いわゆる潜在的待機児童が86人となっております。

令和4年度と比較し、国定義の待機児童では2年連続ゼロ、潜在的待機児童では25

人の増加となっております。

また、10月1日現在では、0歳児の増加により合計で155人の待機児童が発生しております。この数字は令和4年度と比較して、7人増加しています。

次に、「2 令和5年度に実施した提供体制の確保について」ですが、「定員の見直し等」につきましては、「認定こども園元江別わかば幼稚園」の定員見直しと同じ法人で運営しております、同敷地内の休止していた小規模保育事業「げんきっこ」の再開によって、下の表にありますとおり、令和6年度当初の保育認定全体の提供体制としては、令和5年度より18人増の2,132人となる予定です。

なお、表下段に※印のある企業主導型保育につきましては、制度上、認可外施設となりますが、認可施設と同様の基準をクリアすることで、内閣府の助成を受け運営するもので、従業員のほか、一部地域の方も利用可能な保育施設であります。

続いて「3 令和6年度に実施予定の保育士等人材確保対策」であります。引き続き、市内事業者を通し保育士等の奨学金返還支援や宿舍借上に対する支援を行い、保育現場での働きやすい環境づくりを支援していく予定です。

また、市内の施設などで就労したい人に向けた子育て支援員研修や保育士等人材バンクの利用促進、保育士養成施設等への就職PRパンフレットの配布も継続して行う予定です。

いずれにいたしましても、今後も保育ニーズや待機児童の状況を把握しながら、安心して子どもを産み育てられ、子育てと就労の両立ができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

田尾副会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なしの声)

田尾副会長

以上で、報告案件は終了いたします。

ここから、工藤会長に進行をお戻しいたします。

工藤会長

どうもありがとうございました。皆さんのおかげで順調に進行してきました。

この間、高齢者クラブの集まりに行き、江別市の行政は、子育て・教育が重点だと新聞にも出ておりますし、それに全く高齢者の皆さんも異論はないですが、今日、高齢者クラブ連合会の代表が会議を欠席しておりますけれども、出席されていれば質問されたかもしれません。

資料4「江別市高齢者総合計画」の130ページの介護保険料について、65歳以上の第1号被保険者保険料は、第9期の令和6年度から8年度の今後3年間、5,300円が基準額ということですのでよろしいですね。

第8期の令和3年度から5年度まで、江別市は5,720円で全道平均の5,693円より高く、全国平均よりは低かった。今度5,300円となると、第7・8期よりも保険料は下がると読んでよろしいですか。

松井医療助成課長

今回の第9期の月額保険料額が5,300円となり、第8期と比べて420円下がります。

現在、各自治体でも概ね計画の策定は終わる段階で、今後、保険料額が決定してくるものと思われます。

具体的な各市の金額については、まだ正式な決定はしていませんが、管内の各市や全道の主要都市に聞き取りした段階では、概ね大体据え置き、または、いくらか負担増というところが圧倒的に多い状況で、一部、江別市と同様に負担を下げるところもありましたが、概ね据え置きまたは、負担増ということになります。

まだ具体的な数字が出ないとわからないですが、平均よりはある程度下がる可能性はあるのかなと見ております。来月位に各市の保険料額が出ますので、そこで概ね状況がわかると思います。

ただ、聞き取りの印象では、概ね据え置き、または負担増というところが多いような状況と考えております。

以上でございます。

工藤会長

ありがとうございました。他市町村の事例もこれから明らかになってくると思いますが、この「江別市高齢者総合計画」、これだけでも、この委員の皆さんが1年以上かけてここまで作ってきていらっしゃる。各部局でそういう作業をしてきた上で、この社会福祉審議会に一括して出している。ですから、委員の皆さんは個別の中身まではなかなか大変だと思いますが、社会福祉審議会は、そういう全体的なことを網羅する審議会であるということですので、やむを得ないのかなと思っております。

それにしても貴重なご意見、ご質問もございましたし、事務局の方では、この後、個別にお聞きになることは歓迎していると思いますので、ご質問等ありましたら、市役所の方においでになったらいいのではないかなと思っております。

工藤会長

次に、「次第4 その他」に入ります。委員の皆さまから何かございますか。

東委員

私どもは、障がいのある方たちの色々なお話を聞く機会が多くございますので、この場で市立病院の診療等について述べさせていただいていいものかどうかわかりま

せんが、障がいのある方を市立病院でこそ受け入れて、検査や入院など、手厚い対応をしていただけると大変ありがたいと思っております。

実際のところ、この検査はここでは障がいがあるからできませんというような対応を受ける方が何ケースかございまして、その辺が何とかならないものかと切に願っております。

市内に障がいの方を受け入れてくれる医療機関がないとは申しませんし、市外、例えば札幌等では、多少の障がいの重さがあっても診ていただけるということもわかっておりますが、市民として市立病院を頼ることができるというのはとても大事なことだと思っております。

そこで、ここで申し上げていいことかどうかわかりませんが、市立病院での受け入れをもう少し柔軟にというか、親切に適切に受けていただけるものであれば大変助かると思っております。

岩淵健康福祉部長

市立病院の件ですけれども、担当者がここにおりませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、専門医がいらないなど色々な理由はあると思いますので、なかなか対応は難しいのかなとは思っておりますが、こういうご意見があったということを市立病院にお伝えしておきたいと思います。ありがとうございます。

工藤会長

事務局から何かございますか。

元木管理課長

次回の本審議会の開催時期は、現段階ではまだ決まっておりませんが、開催の予定があります時には、改めてご案内させていただきますので、その際にはよろしくお願いいたします。

工藤会長

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。ありがとうございます。

(閉会)